

## 運営指導における主な指摘事項【障害児相談支援事業】

### 【対象サービス】

障害児相談支援事業

### 【運営基準】

内 容	指摘に至った具体的な事例・留意事項 ○=指摘事例
○アセスメント及びモニタリングは利用者の居宅を訪問して行うこと。	○障害児通所支援事業所や日中通っている保育園等を訪問し、モニタリング等を行っていた。

### 【報酬算定】

内 容	指摘に至った具体的な事例・留意事項 【○=指摘事例 ●=留意事項】
○障害児支援利用計画の同意年月日を明らかにすること。	○障害児支援利用援助費の算定の根拠となる日は「利用者への同意年月日」であるが、同意年月日が不明瞭であった。
○同一の月において、同一の支給決定障害児に対してモニタリングを行った後に障害児支援利用計画の作成を行った場合に、継続障害児支援利用援助費の算定を行っているものが見受けられたため、必要な過誤調整を行うこと。	○ <u>同一月でモニタリング実施後に障害児支援利用計画を作成した場合は、「障害児支援利用援助費」しか算定できない</u> ところを「継続障害児支援利用援助費」も併せて算定していた。 <u>(モニタリングの実施月と障害児支援利用計画の同意日が月をまたいでいた場合も同様)</u> ●モニタリング実施後に障害児支援利用計画を作成した場合の報酬算定について、後述の「障害児相談支援係るQ & Aについて」を参照してください。
○サービス提供時モニタリング加算の算定要件を満たさないものがあったため、必要な過誤調整（返還）を行うこと。	○継続障害児支援利用援助をやむをえず利用者宅で実施できなかったため、代わりに障害児通所支援事業所や日中通っている保育園等に訪問して行ったものについて、継続障害児支援利用援助費に加えてサービス提供時モニタリング加算を算定していた。 ○算定に必要な記録（障害児通所支援事業所等におけるサービスの提供状況、サービス提供時の計画相談支援対象障害児の状況、その他必要な事項）がなかった。

## **モニタリング実施後に障害児支援利用計画を作成した場合の報酬算定について**

### **【想定される対象月】**

- ・障害児相談支援給付費の利用更新月
- ・モニタリング後に障害児支援利用計画の見直しがされた月

### **【基本的取り扱い】**

障害児支援利用援助費の算定要件であるアセスメントのプロセスをモニタリングで実施したとみなすため、継続障害児支援利用援助費は算定しない。

そのため、障害児支援利用援助費のみを算定する。

障害児支援利用計画の同意がモニタリングの翌月（月をまたいだ場合）であっても同様の取り扱い。

※事例については、「4 運営指導における主な指摘事項【相談支援事業】」参照

### **【主な告示・Q & A等】**

#### **【留意事項通知】**

障害児相談支援費については、通所給付決定の有効期限の終期月等において、指定継続障害児支援利用援助を行った結果、通所給付費の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用計画作成の一連の支援であることから、継続障害児支援利用援助費は算定せず、障害児支援利用援助費のみ算定するものとする。

なお、通所給付決定に当たって指定障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該通所給付決定に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の両方を算定できるものであること。

#### **【障害児相談支援に係るQ & Aについて】**

「4 運営指導における主な指摘事項【相談支援事業】」参照